

航海用電子海図利用申込について

一般財団法人 日本水路協会

2005/3/23 :第 1 版

2007/1/4 :第 2 版・・・第 11 項の一部を改訂

2008/4/1 :第 3 版・・・優遇措置終了に伴い改訂

2011/2/9 :第 4 版・・・短期間利用契約追加に伴い改訂

2016/3/31 :第 5 版・・・教育機関の優遇措置に伴い改訂

はじめに

航海用電子海図(以下「ENC」といいます。)及び電子水路通報(更新情報)は、各国政府機関(日本は海上保安庁)によって刊行されたものを、日本においては、一般財団法人日本水路協会(以下「水路協会」といいます。)が複製頒布しています。

なお、ENC 及び電子水路通報の知的財産権(著作権等)は各国政府機関に帰属します。

ENC を使用されるお客様(以下「ENC ユーザー」といいます。)には、ENC の利用にあたりセル^{注1)}単位で利用契約を結んでいただきます。また、すべての ENC 及び電子水路通報は、国際水路機関が定めた技術基準に基づいたデータ保護(データプロテクト)が施されています。契約いただくと、セルパーミットというデータプロテクトを解くキーをお渡しします。このセルパーミットを入手することによって ENC が利用可能になります。

注 1) セルとは ENC を構成するデータの最小単位で、経緯度線で区切られた長方形の区域のデータからなります。大縮尺のものから小縮尺のものまで6段階に分類(航海目的)されています。

ENC の利用に先立って、航海用電子海図利用規定(以下「利用規定」といいます。)に同意していただき、販売店等を経由して本文書末尾の「航海用電子海図(ENC)利用申込書」を水路協会に提出してください。

なお、利用規定は改訂されることがあります。水路協会のウェブサイトなどでお知らせする最新のものをご利用ください。

航海用電子海図利用規定

この ENC 利用規定は、海上保安庁によって刊行された日本の ENC について述べるものであり、水路協会が扱う外国 ENC (チリ、マラッカ・シンガポール海峡、シンガポール) については、末尾の連絡先にお問合せください。

1. ユーザーパーミットの取得

ENC を利用する場合は、最初にユーザーパーミットを取得する必要があります。これは、ECDIS 等の ENC を表示する装置(以下「表示装置等」といいます。)の 1 台 1 台を識別するための 28 文字の英数字によるコードです。

ユーザーパーミットは、国際水路機関が定めた技術基準に基づいて発行されるものです。表示装置等を購入したときや改修したときにメーカーから渡されます。

2. ENC 利用申込書の提出とライセンス ID(ユーザーID)の取得

次に、ENC ユーザーは本利用規定に同意した上で、本文書末尾に付した航海用電子海図(ENC)利用申込書(以下「申込書」といいます。に必要事項を記入し、FAX、メール等で航海用電子海図(ENC)販売所(以下「販売店等」といいます。)等を通じて水路協会に申込書を提出しなければなりません^{注2)}。販売店等がおわかりにならないときは、水路協会電子海図事業部にお問い合わせください。

水路協会は、申込書を受け付けた後、ENC ユーザーにライセンス ID(ユーザーID ともいいます。)とパスワードを発行します。

注2) 船舶代理店等が代理で申し込む場合は、申込書のコピーを ENC ユーザーに必ずお渡しく下さい。

以後、ENC の利用申し込みに当たっては、このライセンス ID が必要です。また、電子水路通報を水路協会のウェブサイトから入手する場合、このライセンス ID とパスワードが必要です。

3. ENC データの選択と注文

ユーザーパーミットとライセンス ID を取得していただいた ENC ユーザーは、希望する海域の ENC を選んで利用契約をしていただきます。ライセンス ID 取得前に申込書の提出に併せて注文することもできます。

(1) 販売店等での注文

販売店等の店頭に出向いて注文することができます。販売店等の助言をもとに ENC の選択注文が可能です。

(2) 電話、FAX、メール等での注文

水路協会のウェブサイト(<http://www.iha.or.jp/jp/aha/purchase/enc02.html>)には、ENC のカタログ(セル索引図)が掲載されています。また、販売店等にも印刷されたカタログが備えられています。ENC ユーザーは、それを見ながら個々のセルを選び、販売店等に注文することができます。

販売店等では電話、FAX 等を通じて ENC ユーザーの要望を聞きながら、必要なセルを選択し、ENC ユーザーに示してくれます。

4. セルパーミットの発行

水路協会は、販売店等を通じて注文を受け付けると、セルパーミットを発行します。

セルパーミットは、注文したセルに対してだけ有効に機能します。また、ユーザーパーミットによって特定される 1 台の表示装置等に対してのみ有効です。

セルパーミットは、1 週間以内に届くように ENC ユーザー宛に送られます。ただし、急ぐ場合はメールの添付ファイルで受け取ることもできます。

セルパーミットは、一度発行されると取り消すことができませんので、注文を決定する場合は十分注意してください。

5. ENC 全データが収録された CD の入手

水路協会は販売店等を通じて、セルパーミットとともに ENC を収録した CD 及び電子水路通報(更新情報)を収録した CD をお渡しします。

6. 電子水路通報の入手

ENC ユーザーは契約期間中、契約している ENC の電子水路通報を受け取ることができます。

電子水路通報にはデータプロテクトが掛けられていますが、契約している ENC のセルパーミットを使用して復号することができます。

電子水路通報は、次のいずれかの方法で受け取ることができます。

(1) 水路協会のウェブサイト

水路協会のウェブサイトアクセスし、ライセンスID、パスワードを入力することによりダウンロードすることができます。ダウンロードは無料で行うことができます。ただし、通信料は ENC ユーザーの負担となります。

ERのダウンロードは以下のウェブサイトをご覧ください

<http://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/enc05.html>

(2) CD での受け取り(有料提供)

CD にはそれまでの電子水路通報が累積されたものを収録しています。ENC を契約する際に電子水路通報をお申し込んだ ENC ユーザーは、CD で ER を受け取ることができます。

料金は、毎週お申し込みの場合は毎回 600 円、毎月の場合は毎回 1,000 円/1 枚(送料別)です。その他の場合及び海外の ENC ユーザー等については実費を申し受けます。

7. ENC の契約期間及び料金

ENC の契約期間は、12 ヶ月間、9 ヶ月間、6 ヶ月間又は 3 ヶ月間の中から1つのみが選択できます。ただし、セル毎に異なった契約期間を選択することはできません(例えば、あるセルは 12 ヶ月間の契約とし、他のセルは 6 ヶ月間の契約として同時に契約を行うことはできません)。

日本 ENC の料金は、次表で示すとおりです。ただし、以下に示す価格は、消費税を含んでいません。

	契約月数			
	12 ヶ月	9 ヶ月	6 ヶ月	3 ヶ月
1 セルの価格	550 円	500 円	400 円	300 円

価格は、水路協会が推奨する国内小売価格です。外国 ENC の価格は、販売店等にお問い合わせ下さい。

8. 船員教育機関に対する優遇措置

船員教育を目的として使用する航海用電子海図に対して、利用契約期間を12ヶ月契約のみとして価格の優遇措置をとります。1セルの価格は 275 円です。また、契約期間の途中でセルを追加する場合も、12 ヶ月契約と同様の価格とします。

なお、優遇措置の適用につきましては、事前に水路協会電子海図事業部にお問い合わせください。

9. ENCの有効期限

ENC はセルパーミットを受け取った時点から利用することができます。有効期限は、セル毎に発行されるセルパーミットそれぞれに書き込まれています。有効期限はセルパーミット CD の盤面にも記載されています。

10. 料金の支払い

ENC の利用契約は、セルパーミットの発行をもって成立したものとみなします。契約が成立すると、販売店等から料金が示され、請求が行われます。販売店等の所定の方法に従ってお支払いください。

11. ENC の追加注文

契約期間の途中で追加の ENC を注文することができます。その場合の契約期限は、既に契約している ENC の契約期限日までとなります。日本 ENC の追加契約の料金は、契約の残り期間によって、次表で示すように決まります。

契約有効期間の残り月数(月数の端数は切り上げます)	1セル当たりの価格
12ヶ月未満～9ヶ月以上	550円
9ヶ月未満～6ヶ月以上	500円
6ヶ月未満～3ヶ月以上	400円
3ヶ月未満～2ヶ月以上	300円

価格は水路協会が推奨する国内小売価格です。

12. 契約の更新

- (1) 契約の更新は、契約期限日の 2ヶ月前から行うことができます。その利用開始日は、現在の契約期限日の翌日で、その日からお申し込みになった利用期間の間に利用できます。新しい契約から追加される ENC は契約更新の手続きをした日から利用することができます。契約更新する場合は、本文書末尾の「航海用電子海図(ENC)利用申込書(更新)」に必要事項を記入の上、ENC の新規申込と同様に販売店等を通じてお申し込みください。
- (2) 水路協会は、契約更新を確認すると、販売店等を通じて契約更新された ENC のセルパーミットを収録した CD、最新の ENC を収録した CD 及び電子水路通報(更新情報)を収録した CD をお渡します。継続して契約する場合の料金は初めて契約する場合と同じです。契約の自動更新は行われません。ただし、契約期限日が近づくと販売店等から契約期間に関するお知らせがあります。
- (3) ENC の有効期限までの期間が 30 日未満になると ENC を表示する装置等の表示画面上に契約更新時期が近づいたことを知らせるメッセージが表示されます。さらに、有効期限を経過すると、表示画面上に有効期限が経過したことを示すメッセージが表示されます^{注3)}。

注3) 2008年3月に行われた国際水路機関の基準改定(IHO S-63 Ver. 1.1)より前の基準に基づいて作製された表示装置等ではメッセージが表示されないことがありますので、ご注意ください。

13. 障害が生じた場合の対応

ENC ユーザーが表示装置等に ENC をインストールしたり、使用しているときに何らかの障害が生じた場合は、水路協会、契約の取次を依頼した販売店等、または表示装置等のメーカーに通知してください。ただし、水路協会は、ENC の使用に際し、ユーザーの誤操作などによって生じた障害等について、いかなる義務や責任を負うものではありません。

航海用電子海図(ENC)利用申込書のご提出について

ENC を利用する場合は、以上の利用規定にご同意いただいたうえで、本文書末尾の航海用電子海図(ENC)利用申込書に記入し、販売店等を通じて水路協会に提出してください。

申込書に記載された情報については、ENC 頒布業務の管理運用目的以外に使用すること又は外部に漏らすことはありません。ただし、監督官庁から提出を求められた場合は、この限りではあ

りません。

なお、申込書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なく、申込書の取次を依頼した販売店等にご通知してください。

******* お問い合わせ等連絡先 *******

一般財団法人日本水路協会 電子海図事業部

〒144-0041 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号 第一綜合ビル6階

TEL : 03-5708-7093 FAX : 03-5708-7094

E-mail : enc-support@jha.jp ウェブサイト : <http://www.jha.or.jp>

航海用電子海図(ENC)利用申込書(更新)

一般財団法人日本水路協会 宛

私は航海用電子海図利用規定に同意し、下記のとおり航海用電子海図の利用を申し込みます。

申込年月日： 年 月 日

1	申込者の氏名／会社名		
2	申込者の住所	〒	
3	申込者の電話番号／Fax	Tel:	Fax:
4	申込者の e メールアドレス		
5	ライセンス ID		
6	船舶の名称		
7	契約 ENC の変更の有無	(1)有り(添付リストのとおり変更する) / (2)無し	
8	電子水路通報 CD の要否(有料)	(1)要	/ (2)否

- ・船舶で利用しない場合、船舶名称の記入は不要です。プレジャーボート方も船舶名称を記入してください。
- ・利用申込書(新規及び更新)の記載事項に変更等があるときは遅滞なく、申込書の取次を依頼した販売店又は日本水路協会に連絡してください。

<記入者欄> 実際に ENC を使用される方を申込者の欄に記入してください。申込者(利用者)と記入者の所属する会社が別会社の場合は次の欄に記入し、必ず申込書コピーを申込者に渡してください。

9	記入者の会社名・氏名	会社名	氏名
10	記入者の連絡先	Tel:	Fax: eメール: